

船舶事故調査報告書

平成28年12月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	平成28年7月31日 17時50分ごろ
発生場所	滋賀県大津市今堅田 ^{おおつ いまかた たまのはま} の真野浜東方沖（琵琶湖南西部） 今堅田四等三角点から真方位029°1,250m付近 （概位 北緯35°07.8′ 東経135°55.9′）
事故の概要	プレジャーボートレボリューション42は、南進中、定置網に衝突した。 レボリューション42は、船長が落水して死亡し、船首部両舷外板に擦過傷を生じ、定置網はロープ等が破損した。
事故調査の経過	平成28年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート レボリューション42、5トン未満 250-33885滋賀、個人所有 11.44m (Lr) × 2.25m × 1.62m、FRP ディーゼル機関2基、合計588.4kW、平成7年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成元年11月15日 免許証交付日 平成26年7月17日 （平成31年12月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	本船 船首部両舷外板に擦過傷 定置網 ロープ、パイプ等の破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本事故現場の北方約11kmに位置する南小松地域気象観測所の本事故当日の観測値は、次のとおりであった。 17時40分 風向 西北西、風速 約2.0m/s 17時50分 風向 西北西、風速 約2.2m/s 18時00分 風向 西、風速 約2.2m/s 水象：波高 約0.3m

<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、琵琶湖の南西部にある水泳場を出発し、船長が操縦席の背もたれの上に腰を掛けて操縦し、大津市雄琴にあるマリーナに向けて南進中、平成28年7月31日17時50分ごろ真野浜の東方700m付近にある定置網（以下「本件定置網」という。）に衝突した。</p> <p>同乗者は、船長が衝突の衝撃で操縦席から後方へ飛ばされて落水したので携帯電話で警察に通報して救助を求めた。</p> <p>同乗者は、けが等がなく、来援した水上警察の警備艇に救助された。</p> <p>船長は、関係機関による捜索が行われ、8月1日07時32分ごろ本件定置網内の水中で発見されたものの、死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>同乗者は、操縦席の左隣の椅子に腰を掛けていたところ、衝突直前に本船の速力が急に落ちたので、船長が本件定置網に気が付いて速力を落としたのではないかと思った。</p> <p>本件定置網は、陸岸から約200m沖合の地点から北東方向に約500mの道網が延び、その先端部に魚を捕らえる周囲の長さが約400mの細長い菱形に張られた網が北西から南東方向にあり、囲いの中には、直径約50mmのプラスチック製のパイプを水面上約2～3m出るように約1～2m間隔で湖底に打たれ、直径約14mm等のロープで相互に保持して網をロープに取り付けられているものであった。</p> <p>本件定置網は、本事故後、菱形の網の北西端から中央付近までのロープ、パイプ等が破損していた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、真野浜東方沖をマリーナに戻ろうと南進中、本件定置網に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、直径約50mmのプラスチック製パイプが水面上約2～3m出るように約1～2m間隔で設置された本件定置網に衝突していること、及び衝突直前に減速していることから、船長が見張りを適切に行っていなかった可能性があると考えられるが、船長が本事故で死亡したことから、見張りの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、本船が本件定置網に衝突した際に落水し、溺死したものと考えられるが、落水及び溺死に至る状況を明らかにすることはできな</p>

	かった。
原因	本事故は、本船が、真野浜東方沖をマリーナに戻ろうと南進中、本件定置網に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合は、乗船者は救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

